

EU 入門

平成 29 年 4 月 11 日

貞 嘉徳

1. はじめに

(1) 自己紹介

- 2006 弁護士登録
- 2011 ライデン大学 LLM
 - EU 法（域内市場法、競争法、国際私法、知財法、会社法、証券法ほか）、国際貿易・取引法（WTO、国際仲裁ほか）
 - アジア（日本、中国、インドネシア）、ヨーロッパ（ドイツ、フランス、スペイン、ギリシャ、ベルギー、トルコ）、アメリカ（ジョージタウン他）、南米（ブラジル、コロンビア、ベネズエラ）、ロシア、旧 USSR（ウクライナ、グルジア）
- 2012 Hengeler Mueller ブリュッセル事務所
 - 自動車部品カルテル
 - 2011 調査開始 ～ 2017 春
 - 和解手続
- 2013 大阪弁護士復帰
 - 渉外業務／英文契約（ライセンス、販売店ほか）、M&A（海外企業買収、多国籍企業への投資）、税務訴訟（関税）
- 2016 カナダへ
 - 投資銀行にてカナダ上場を目指す日本企業をサポート

(2) 本日のテーマ

- EU 域内市場法
- EU 競争法
- EU 国際私法

2. EU 域内市場法

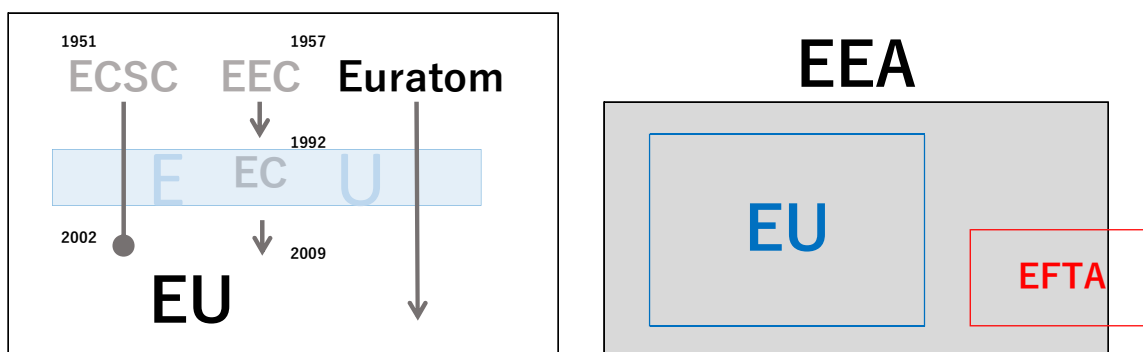
(1) はじめに

A) EU とは

- a ECSC¹、Euratom²
- b EEC³、EC⁴
- c EFTA⁵、EEA⁶
 - アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイス

B) EU の機関

- a 欧州議会 : European Parliament
- b 欧州理事会 : European Council
- c 閣僚理事会 : Council of Ministers
- d 欧州委員会 : European Commission
- e 欧州裁判所 : Court of Justice of the European Union



¹ European Coal & Steel Community : 欧州石炭鉄鋼共同体

² European Atomic Energy Community : 欧州原子力共同体

³ European Economic Community : 欧州経済共同体

⁴ European Community : 欧州共同体

⁵ European Free Trade Association : 欧州自由貿易連合

⁶ European Economic Area : 欧州経済領域

(2) EU の法源

A) Primary law

- a EU 条約 : Treaty on the European Union (TEU)
- b EU 機能条約 : Treaty on the Functioning of the European Union (TFEU)
 - o TFEU 101 条、102 条

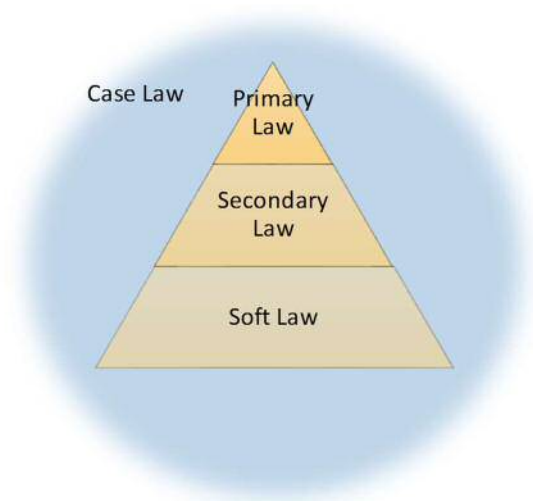
B) Secondary law

- a 規則 : Regulation
 - o Regulation (EC) No 1/2003⁷
- b 指令 : Directive (加盟国の裁量あり)
 - o Directive 2014/104/EU⁸
- c 決定 : Decision

C) Soft law

- a ガイドライン、告示
リニエンスー告示 (Leniency Notice)

D) Case law



⁷ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:32003R0001>

⁸ http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2014.349.01.0001.01.ENG

(3) 域内市場法

単一市場の実現：もの、人、サービス、資本の自由移動

A) 「もの」の自由な移動：Free movement of goods

a 金銭的障壁 (customs, discriminatory or protective tax)：関税、国内税

○ John Walker (1986)

スコッチウイスキー製造業者が、ウイスキーとフルーツワインについて異なる税率を定めるデンマークの税法が EU 条約に違反しているとしてデンマーク税務当局と争った事案。

- 原材料、アルコール度数、製造方法ほか

b 量的障壁 (quantitative restriction or MEEQR)：

○ Cassis de Dijon (1979)

ドイツの酒販売業者がフランスで人気のあるカシスリキュール (Cassis de Dijon) を販売しようとしたところ、ドイツ法によれば、アルコール度数 32%未満の蒸留酒 (リキュールは 25%未満) の販売は禁止されていたため、アルコール度数 15~20%が一般的なカシスリキュールを販売することができなかった。

【ドイツ政府の主張】

- アルコール依存を避ける
- 消費者を守る (誤ってアルコール度数の低い安い商品を購入)

○ Reinheitsgebot (1987)

当時、ドイツ国内では、「ビール」(Bier) として販売するためには、「水、ホップ、麦芽」以外の添加物を加えてはならないとの法律が存在していた。

B) 「人」の自由移動

a 労働者 : Free movement of workers

o Bosman (1995)

ベルギー1部リーグのチームに所属していたサッカー選手（ベルギー人）が、契約期間満了に伴いフランスのチームに移籍しようと試みたところ、移籍希望先のフランスのチームが移籍金の支払いをできなかったため、移籍がかなわなかった。当時、多くのサッカーリーグの規約にて、移籍金の支払いが移籍の条件とされていた。

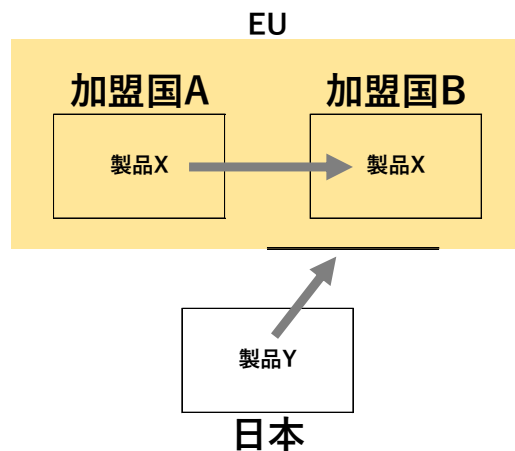
*外国人選手の人数制限

b 事業者 : Freedom of establishment

o Reyner (1974)

オランダ人の両親の下にベルギーで生まれ、ベルギーで育ち、ベルギーの大学を卒業し、ベルギーにおいて弁護士となるために必要な資格を持つオランダ人が、ベルギーにおいて "avocat" として弁護士業を開業しようとした。ベルギーの法律によれば、"avocat" となるためにはベルギー国籍を保有している必要があった。

<参考>



3. EU 競争法

(1) EU 競争法の枠組み⁹

- A) 競争制限的協定 (agreement)・協調的行為 (concerted practice) の規制 (TFEU 101)
- B) 市場支配的地位の濫用行為の規制 (TFEU 102)
- C) 企業結合規制 (Regulation (EC) No 139/2004)
- D) 国家補助 (TFEU 107)

(2) カルテルの取締り — 資料 1

A) 過去 5 年

年度	EU (ユーロ)	日本 (円)
2013	1,664,809,000	30,170,000,000
2014	1,689,497,000	17,140,000,000
2015	364,531,000	8,510,000,000
2016	3,726,976,000	N/A
2017	999,649,000	N/A

B) トップ 5

a ケース別

年度	案件	制裁金 (ユーロ)
2016	Trucks / トラック	2,926,499,000
2012	TV & computer monitor tube / ブラウン管	1,409,588,000
2013/2016	EIRD / ユーロ金利デリバティブ	1,310,039,000
2008	Carglass / 自動車用ガラス	1,185,500,000
2014	Automotive bearings / 自動車用ベアリング	953,306,000

⁹ <http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/e/eu.html>

b 事業者別

年度	事業者 / 案件	制裁金 (ユーロ)
2016	Daimler / Trucks	1,008,766,000
2016	DAF / Trucks	752,679,000
2008	Saint Gobain / Carglass	715,000,000
2012	Philips / TV & computer monitor tube	705,296,000
2012	LG Electronics / TV & computer monitor tube	687,537,000

C) 制裁金の割合 (全世界売上に対する割合)

	～ 0.99%	1 ～ 4.99%	5 ～ 8.99%	9 ～ 9.99%	合計
事業者数	168 (53.85%)	86 (27.57%)	34 (10.89%)	24 (7.69%)	312

D) GDP

年度	EU (US ドル)	日本 (US ドル)
2015	16,311,897,169,595	4,383,076,298,081

(3) カルテルの包括的認定

E) 協約及び / 又は協調行為 (agreement and / or concerted practice)

F) 単一の全体としての協約 (single, overall agreement)

G) 裁判例 — 資料 2

4. EU 国際私法

A) 国際私法

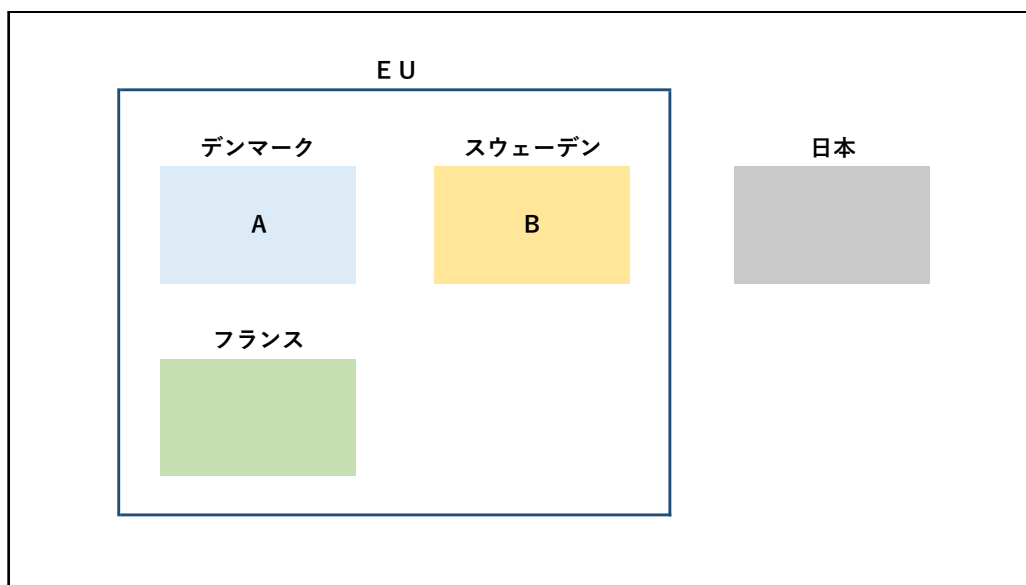
- ① 管轄
- ② 準拠法
- ③ 承認・執行

<例1>

デンマークに住むドイツ人の売主Aは、スウェーデンに住むイギリス人の買主Bに対し、フランス国内にある不動産を売却した。後日、売主Aは買主Bに対して不動産の所有権を移転したが、Bは不動産に欠陥があるとして、代金のうち半分の支払いを拒んだ。売主Aは、残代金の支払いを求め、デンマークの裁判所にてBを訴えた。

<例2>

チェコに住むフランス人が、スロバキアを旅行中、ハンガリーに住むイタリア人が運転するギリシャで登録された車にひかれて怪我をした。



B) EU 国際私法の枠組み

① 管轄と承認・執行

Regulation (EU) No 1215/2012 (Brussels I)¹⁰

a 適用範囲 (Art.1)

- 民事及び商事 (civil & commercial)
- 除外：婚姻関係に基づく財産権、扶養、相続、倒産、仲裁

b 管轄 1 (普通裁判籍)

- 相手方の住所所在国の裁判所 (Art.4)

c 管轄 2 (特別裁判籍)

- 契約上の義務：義務履行地 (Art.7.1)
- 不法行為 (Art.7.2)
 - ✓ 損害発生地／加害行為発生地

d 弱者保護

- 消費者契約、雇用契約、保険関連
 - ✓ 消費者契約：
加盟国内に向けた商業活動がある場合
言語、通貨、道案内など
事業者又は消費者の住所所在国 vs. 消費者の住所所在国
 - ✓ 雇用契約：
支店等の所在国における住所のみなし
就業場所所在国 vs. 労働者の住所所在国

e 専属管轄 (Art.24)

- 不動産に対する物権・不動産賃借権：不動産所在国
- 法人等の設立の瑕疵等又はその決議の瑕疵等に関する紛争：設立準拠法国
- 特許その他の知的財産権の登録・有効性に関する紛争：登録国

¹⁰ <http://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2012/1215/oj>

- f 合意管轄 (Art.25)
- g 応訴管轄 (Art.26)
- h 承認・執行の拒絶
 - 公序違反
 - 矛盾する判決の存在
 - 管轄違反

② 準拠法

Regulation (EC) No 593/2008 (Rome I)¹¹ : 契約上の義務

- a 適用範囲 (Art.1)
 - 民事及び商事 (civil and commercial)
 - 除外：親族関係に基づく義務、手形小切手等、会社法、仲裁
- b 準拠法の合意 (Art.3)
- c 合意がない場合 (Art.4)
 - 定型契約

契約の種類	準拠法	
動産の売買	右記の者の住所所在国法	売主
役務提供		役務提供者
フランチャイズ		フランチャイジー
販売店		販売店
不動産の物権・賃借権	不動産の所在国法	

- 定型契約以外
 - 契約を特徴付ける義務を負担する当事者の住所所在国法

¹¹ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32008R0593>

d 弱者保護

- 消費者契約、雇用契約、保険関連
 - ✓ 消費者契約：
加盟国内に向けた商業活動がある場合
消費者の住所所在国法
 - ✓ 雇用契約：
就業場所所在国法

e 強行法規 (Art.9)

f 契約の存在・有効性 (Art.10)

- Rome I により定まる準拠法

g 形式的有効性 (Art.11)

- 契約締結時に両当事者が同一の国にいた場合：①Rome I により定まる準拠法又は②当該契約締結時の所在国の法の要件を満たす場合
- 契約締結時に両当事者が異なる国にいた場合：①Rome I により定まる準拠法、②当該契約締結時のいずれかの当事者の所在国の法又は③当該契約締結時のいずれかの当事者の住所所在国の法

Regulation (EC) No 864/2007 (Rome II)¹²：非契約上の義務

a 適用範囲 (Art.1)

- 民事及び商事（不法行為、不当利得、事務管理、契約締結上の過失）
- 除外：親族関係に基づく義務、手形小切手等、会社法、仲裁

b 原則：不法行為 (Art.4)

- 損害が生じた国の法（加害行為地、間接損害発生地にかかわらず）
- 損害発生時点で被害者・加害者が同一の国に居住していた場合は当該国の法

12

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1490576868542&uri=CELEX:32007R0864>

- c 製造物責任、不正競争、環境、知的財産
- d 不当利得、事務管理、契約締結上の過失
- e 準拠法の合意 (Art.10)
 - 損害発生後に合意された場合
 - 損害発生前であれば、全当事者が商業活動を目的としており、自由な交渉を得て合意された場合
- f 強行法規 (Art.16)

資 料

1. 金銭的不利益処分 of 国際水準比較 (独占禁止法研究会報告書案 別紙 18 より抜粋)
2. BASF (2007)